

令和 6 年 第 2 回
八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要

令和 6 年 6 月 3 日招集

議案第 39 号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月 31 日専決処分）

1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正に伴う改正

2 内 容

国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数＋特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を引き上げる。

(1) 5 割軽減

現 行

基礎控除額（43 万円）＋（給与所得者等の数－1）×10 万円
＋ 29 万 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

↓

改正後

基礎控除額（43 万円）＋（給与所得者等の数－1）×10 万円
＋ 29 万 5 千円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

(2) 2 割軽減

現 行

基礎控除額（43 万円）＋（給与所得者等の数－1）×10 万円
＋ 53 万 5 千円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

↓

改正後

基礎控除額（43 万円）＋（給与所得者等の数－1）×10 万円
＋ 54 万 5 千円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

八潮市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月 31 日専決処分）

1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 個人市民税

① 雑損控除の特例

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震災害により、住宅、家財等の資産について損失が生じたときは、令和 6 年度分の個人市民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる措置を講ずる。（附則第 5 条の 2 関係）

② 特別税額控除（定額減税）の実施に伴う規定の新設

ア 令和 6 年度分の個人市民税に限り、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である納税義務者の所得割額から 1 万円を控除する。

また、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、1 人につき 1 万円を加算する。（附則第 7 条の 5 関係）

イ 納税通知書に記載する特別税額控除後の各納期の納付額を定める。（附則第 7 条の 6 関係）

ウ 公的年金等から徴収する特別税額控除後の各納期の徴収額を定める。（附則第 7 条の 7 関係）

エ 令和 7 年度分の個人市民税に限り、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者について、納税義務者の所得割額から 1 万円を控除する。（附則第 7 条の 8 関係）

③ 特別税額控除の実施に伴う読替規定の整備

控除対象となる所得割額について、以下の分離課税分の所得割額を含める。

ア 肉用牛の売却による事業所得（附則第 8 条関係）

イ 上場株式等に係る配当所得等（附則第 16 条の 3 関係）

ウ 土地の譲渡等に係る事業所得等（附則第 16 条の 4 関係）

エ 長期譲渡所得（附則第 17 条関係）

オ 短期譲渡所得（附則第 18 条関係）

カ 一般株式等に係る譲渡所得等（附則第 19 条関係）

キ 先物取引に係る雑所得等（附則第 20 条関係）

ク 特例適用利子等及び特例適用配当等（附則第 20 条の 2 関係）

ケ 条約適用利子等及び条約適用配当等（附則第 20 条の 3 関係）

(2) 固定資産税

- ① 新築された認定長期優良住宅の特例に係る申告を見直す。(附則第10条の3関係)
- ② 課税標準の特例の見直しに伴い、引用条項等を整備する。(附則第10条の2～第13条の3、第14条、第15条関係)
- (3) 減免規定の整備
個人市民税、固定資産税等において、減免事由に該当することが明らかで、かつ、減免する必要があると市長が認める場合は、職権での減免を可能とする。(第51条、第71条、第119条の3関係)
- (4) 規定の整備

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和6年4月1日
- (2) 経過措置
所要の措置を設ける。

議案第 4 1 号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月 3 1 日専決処分）

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

課税標準の特例の見直しに伴い、引用条項等を整備する。（附則第 3 項～第 6 項、第 8 項～第 1 3 項、第 1 5 項、第 1 6 項、第 1 8 項～第 2 0 項関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 4 3 号

八潮市税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、課税標準に乗
ずる本市の特例割合を定める。（附則第 1 0 条の 2 関係）

① 再生可能エネルギー（バイオマス）発電設備に係る固定資産 6 / 7

（法律で定める特例割合の範囲は、6 / 7 を参酌して 1 1 / 1 4 以上 1 3 / 1 4 以下）

② 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に係る固定資産 1 / 2

（法律で定める特例割合の範囲は、1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下）

(2) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2 (2) は、令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 4 4 号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

- (1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、課税標準に乗
ずる本市の特例割合を定める。（附則第 5 項関係）

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に係る固定資産 1 / 2
（法律で定める特例割合の範囲は、1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下）

- (2) 規定の整備

3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日

- (2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 4 5 号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士等の配置の最低基準を改める等するための改正

2 内 容

- (1) 満 3 歳以上の児童に係る保育士等の配置の最低基準の改正（第 2 9 条、第 3 1 条、第 4 4 条、第 4 7 条関係）

	改正前	改正後
満 3 歳以上満 4 歳未満の児童	おおむね 2 0 人 につき 1 人	おおむね 1 5 人 につき 1 人
満 4 歳以上の児童	おおむね 3 0 人 につき 1 人	おおむね 2 5 人 につき 1 人

- (2) 小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例の新設（附則第 7 項～第 1 0 項関係）

- ① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例
 - ② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例
 - ③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例
- ※ 特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の 3 分の 2 以上置かなければならない。

3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日

- (2) 経過措置

2(1)については、保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、なお従前の例によることができる。